海の女性ネットワーク規約

（名称・所在地）

1. この会は「海の女性ネットワーク」（以下「ネットワーク」という）と称し、事務局を代表者または代表者が指名する会員の住所に置く。

（目的）

1. この会は、海洋分野の女性の活躍を推進し、その力を海洋の持続可能な未来に向けて活かすことを目的とする。

（活動）

1. この会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。
2. 会員相互の情報交換
3. 人材育成の企画と実施
4. 啓発活動と発信
5. 会員活動の連携と支援
6. その他この会の目的達成に必要な活動

（会員）

1. 会員は、この会の目的および活動に賛同する個人をもって構成する。

2 会員は正会員、顧問及び賛助会員で構成する。

（経費）

1. この活動に必要な経費は、寄附金などをもって充てる。

（役員）

1. この会に、次の役員を置く。
2. 代表 1名
3. 副代表 1名
4. 幹事　　　　　　20名以内
5. 監事　 2名

2　役員は、代表、副代表、幹事、監事の互選により、総会で承認を得る。

3　役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4　この会に顧問を置くことができる。

（総会）

1. 定期総会を年1回開催する。また、臨時総会を開催することができる。

2　総会の決議は出席者の過半数をもって行う。

（会計年度）

1. この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

付則

1　この会則は2018年10月16日から施行する。